

別添3

経済産業省

平成16・11・12中第1号

平成16年11月29日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

最近の我が国経済は、景気回復が続いているものの、中小企業の業況は、業種、地域によりばらつきが見られ、全般的には、持ち直し基調の中、足踏みが見られる状況となっております。

このような環境の下、下請事業者は、依然として厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤の強化に資するため、親事業者の下請事業者に対する発注方法の改善や取引条件の改善等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」(別紙参照)に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めてきたところであります。

下請中小企業振興法については、平成15年に改正され、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送、情報処理、ビルメンテナンス等の役務提供委託が振興の対象

に加えられたところであります。また、特に、年末の金融繁忙期には、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されます。このため、貴団体におかれましても、下請事業者のおかれている状況を十分認識していただき、貴団体所属の親事業者に対し、下記の事項について、指導されるよう要請します。また、その際には、親事業者の担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講ずる旨併せて指導されるよう要請します。

記

- 1．下請代金の支払いについては、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
- 2．取引対価は、下請事業者の適正な利益を含み、取引数量、品質、材料費等経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者と十分協議の上、決定すること。
- 3．下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応すること。

経済産業省

平成16・11・12中第1号

平成16年11月29日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

最近の我が国経済は、景気回復が続いているものの、中小企業の業況は、業種、地域によりばらつきが見られ、全般的には、持ち直し基調の中、足踏みが見られる状況となっております。

このような環境の下、下請事業者は、依然として厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

また、原材料等の価格上昇に伴う下請事業者への配慮については、依然として、一部の業種においては、原材料等の価格上昇に伴う製品コスト増を取引対価に転嫁しにくい状況が見られるとともに、昨今の原油価格の上昇による燃料価格の上昇への対応も求められているところであります。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤の強化に資するため、親事業者の下請事業者に対する発注方法の改善や取引条件の改善等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」(別紙参照)に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めて

きたところであります。

下請中小企業振興法については、平成15年に改正され、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送、情報処理、ビルメンテナンス等の役務提供委託が振興の対象に加えられたところであります。また、特に、年末の金融繁忙期には、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されます。このため、貴団体におかれましても、下請事業者のおかれている状況を十分認識していただき、貴団体所属の親事業者に対し、下記の事項について、指導されるよう要請します。また、その際には、親事業者の担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講ずる旨併せて指導されるよう要請します。

記

1. 下請代金の支払いについては、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
2. 取引対価は、下請事業者の適正な利益を含み、取引数量、品質、材料費等経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者と十分協議の上、決定すること。
3. 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応すること。

別添 5

国公委生発第 108 号

平成 16・11・12 中第 1 号

平成 16 年 11 月 29 日

関係事業者団体代表者 殿

内閣総理大臣

経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

最近の我が国経済は、景気回復が続いているものの、中小企業の業況は、業種、地域によりばらつきが見られ、全般的には、持ち直し基調の中、足踏みが見られる状況となっております。

このような環境の下、下請事業者は、依然として厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤の強化に資するため、親事業者の下請事業者に対する発注方法の改善や取引条件の改善等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」(別紙参照)に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めてきたところであります。

下請中小企業振興法については、平成 15 年に改正され、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送、情報処理、ビルメンテナンス等の役務提供委託が振興の対象に加えられたところであります。また、特に、年末の金融繁忙期には、下請事業者の

資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されます。このため、貴団体におかれましても、下請事業者のおかれている状況を十分認識していただき、貴団体所属の親事業者に対し、下記の事項について、指導されるよう要請します。また、その際には、親事業者の担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講ずる旨併せて指導されるよう要請します。

記

- 1 . 下請代金の支払いについては、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
- 2 . 取引対価は、下請事業者の適正な利益を含み、取引数量、品質、材料費等経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者と十分協議の上、決定すること。
- 3 . 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応すること。

別添 6

総 情 二 第 1 1 3 号

平成16・11・12中第1号

平成16年11月29日

関係事業者団体代表者 殿

総 務 大 臣

経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

最近の我が国経済は、景気回復が続いているものの、中小企業の業況は、業種、地域によりばらつきが見られ、全般的には、持ち直し基調の中、足踏みが見られる状況となっております。

このような環境の下、下請事業者は、依然として厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤の強化に資するため、親事業者の下請事業者に対する発注方法の改善や取引条件の改善等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」(別紙参照)に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めてきたところであります。

下請中小企業振興法については、平成15年に改正され、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送、情報処理、ビルメンテナンス等の役務提供委託が振興の対象に加えられたところであります。また、特に、年末の金融繁忙期には、下請事業者の

資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されます。このため、貴団体におかれましても、下請事業者のおかれている状況を十分認識していただき、貴団体所属の親事業者に対し、下記の事項について、指導されるよう要請します。また、その際には、親事業者の担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講ずる旨併せて指導されるよう要請します。

記

- 1 . 下請代金の支払いについては、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
- 2 . 取引対価は、下請事業者の適正な利益を含み、取引数量、品質、材料費等経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者と十分協議の上、決定すること。
- 3 . 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応すること。

別添 7

課 酒 1 - 8 1

平成16・11・12中第1号

平成16年11月29日

関係事業者団体代表者 殿

財 務 大 臣

経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

最近の我が国経済は、景気回復が続いているものの、中小企業の業況は、業種、地域によりばらつきが見られ、全般的には、持ち直し基調の中、足踏みが見られる状況となっております。

このような環境の下、下請事業者は、依然として厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤の強化に資するため、親事業者の下請事業者に対する発注方法の改善や取引条件の改善等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」(別紙参照)に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めてきたところであります。

下請中小企業振興法については、平成15年に改正され、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送、情報処理、ビルメンテナンス等の役務提供委託が振興の対象に加えられたところであります。また、特に、年末の金融繁忙期には、下請事業者の

資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されます。このため、貴団体におかれましても、下請事業者のおかれている状況を十分認識していただき、貴団体所属の親事業者に対し、下記の事項について、指導されるよう要請します。また、その際には、親事業者の担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講ずる旨併せて指導されるよう要請します。

記

- 1 . 下請代金の支払いについては、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
- 2 . 取引対価は、下請事業者の適正な利益を含み、取引数量、品質、材料費等経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者と十分協議の上、決定すること。
- 3 . 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応すること。

別添 8

16 総合第 1237 号

平成 16・11・12 中第 1 号

平成 16 年 11 月 29 日

関係事業者団体代表者 殿

農林水産大臣

経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

最近の我が国経済は、景気回復が続いているものの、中小企業の業況は、業種、地域によりばらつきが見られ、全般的には、持ち直し基調の中、足踏みが見られる状況となっております。

このような環境の下、下請事業者は、依然として厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤の強化に資するため、親事業者の下請事業者に対する発注方法の改善や取引条件の改善等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」(別紙参照)に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めてきたところであります。

下請中小企業振興法については、平成 15 年に改正され、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送、情報処理、ビルメンテナンス等の役務提供委託が振興の対象に加えられたところであります。また、特に、年末の金融繁忙期には、下請事業者の

資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されます。このため、貴団体におかれましても、下請事業者のおかれている状況を十分認識していただき、貴団体所属の親事業者に対し、下記の事項について、指導されるよう要請します。また、その際には、親事業者の担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講ずる旨併せて指導されるよう要請します。

記

- 1 . 下請代金の支払いについては、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
- 2 . 取引対価は、下請事業者の適正な利益を含み、取引数量、品質、材料費等経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者と十分協議の上、決定すること。
- 3 . 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応すること。

別添 9

厚生労働省発医政第1129001号

平成16・11・12中第1号

平成16年11月29日

関係事業者団体代表者 殿

厚生労働大臣

経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

最近の我が国経済は、景気回復が続いているものの、中小企業の業況は、業種、地域によりばらつきが見られ、全般的には、持ち直し基調の中、足踏みが見られる状況となっております。

このような環境の下、下請事業者は、依然として厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤の強化に資するため、親事業者の下請事業者に対する発注方法の改善や取引条件の改善等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」(別紙参照)に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めてきたところであります。

下請中小企業振興法については、平成15年に改正され、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送、情報処理、ビルメンテナンス等の役務提供委託が振興の対象に加えられたところであります。また、特に、年末の金融繁忙期には、下請事業者の

資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されます。このため、貴団体におかれましても、下請事業者のおかれている状況を十分認識していただき、貴団体所属の親事業者に対し、下記の事項について、指導されるよう要請します。また、その際には、親事業者の担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講ずる旨併せて指導されるよう要請します。

記

- 1 . 下請代金の支払いについては、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
- 2 . 取引対価は、下請事業者の適正な利益を含み、取引数量、品質、材料費等経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者と十分協議の上、決定すること。
- 3 . 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応すること。

国 総 政 第 3 8 号

平成16・11・12中第1号

平成16年11月29日

関係事業者団体代表者 殿

国土交通大臣

経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

最近の我が国経済は、景気回復が続いているものの、中小企業の業況は、業種、地域によりばらつきが見られ、全般的には、持ち直し基調の中、足踏みが見られる状況となっております。

このような環境の下、下請事業者は、依然として厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤の強化に資するため、親事業者の下請事業者に対する発注方法の改善や取引条件の改善等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」(別紙参照)に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めてきたところであります。

下請中小企業振興法については、平成15年に改正され、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送、情報処理、ビルメンテナンス等の役務提供委託が振興の対象に加えられたところであります。また、特に、年末の金融繁忙期には、下請事業者の

資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されます。このため、貴団体におかれましても、下請事業者のおかれている状況を十分認識していただき、貴団体所属の親事業者に対し、下記の事項について、指導されるよう要請します。また、その際には、親事業者の担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講ずる旨併せて指導されるよう要請します。

記

- 1 . 下請代金の支払いについては、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
- 2 . 取引対価は、下請事業者の適正な利益を含み、取引数量、品質、材料費等経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者と十分協議の上、決定すること。
- 3 . 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応すること。